

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 5 日 (火) 第3422号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (※) (水産振興課取扱い) 1
- 農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則 (※) (農業経済課取扱い) 1

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (2件) (保健医療福祉課取扱い) 3
- 中型まき網漁業の許可申請期間の決定 (水産振興課取扱い) 4
- 小型まき網漁業の許可申請期間の決定 (2件) (水産振興課取扱い) 4
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 4

公 告

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成30年度鹿児島県献血推進計画の公表 (薬務課取扱い) 4
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (4件) (商工政策課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (県立病院課取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 6 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第27号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年鹿児島県規則第88号) の一部を次のように改正する。

第2条後段中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第28号

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則 (昭和27年鹿児島県規則第81号) の一部を次のように改正する。

第1条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第142条の2から第142条の4まで」を「第209条第1項から第3項まで」に改める。

第2条中「実態を」を「状況を的確に」に、「指導」を「指導監督」に、「農業災害補償制度」を「農業保険法第2条第1項に規定する農業共済事業」に、「事業運営の適正化に資する」を「正常な事業運営を促進する」に改める。

第2条の2第1号中「共済規程」を「事業規程」に改め、同条第2号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第9条の見出し中「提示」を「携行」に改め、同条第1項中「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条」を「農業保険法第209条第4項」に改め、同条第2項中「及び身分証明書を提示して検査を行う旨を告げるものとする」を「を提示するとともに、検査員であることを証する前項の身分証明書を携行しなければならない」に改める。

第13条第3項中「農業災害補償法第142条の4」を「農業保険法第209条第3項」に改める。

別記第1号様式中「農業災害補償法第142条の2（第142条の3、第142条の4）」を「農業保険法第209条第1項（第2項、第3項）」に改める。

別記第2号様式中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条第1項から第3項まで」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の農業共済組合等検査規則第9条第1項に規定する検査命令書及び身分証明書は、改正後の農業共済組合等検査規則第9条第1項に規定する検査命令書及び身分証明書とみなす。

告 示

鹿児島県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市祁答院町藺牟田字水流見崎8499番5、8502番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市財部町北俣字小正部5058番1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市祁答院町黒木字鍛冶屋ヶ丸939番1, 940番3, 943番, 945番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第642号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8番8号
池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地

2 認定の有効期限

平成33年6月11日

鹿児島県告示第643号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番地1

- 2 認定の有効期限
平成33年6月27日

鹿児島県告示第644号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、中型まき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 許可の申請を要する者
鹿児島県海域において、中型まき網漁業を営もうとする者
- 2 許可の申請の期間
平成30年6月25日から同年7月6日まで

鹿児島県告示第645号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型まき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 許可の申請を要する者
指宿市山川町長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内において、小型まき網漁業を営もうとする者
- 2 許可の申請の期間
平成30年6月25日から同年7月6日まで

鹿児島県告示第646号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型まき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 許可の申請を要する者
鹿児島県海域（鹿児島湾内を除く。）において、小型まき網漁業を営もうとする者
- 2 許可の申請の期間
平成30年6月25日から同年7月6日まで

鹿児島県告示第647号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	志布志市	平成30年5月17日

公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成30年度鹿児島県献血推進

計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により、平成30年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年6月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス末吉店
曾於市末吉町二之方字町畑5130番地1 外3筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年12月18日
- 3 意見の概要
特になし。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年6月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターきたやま東開店
鹿児島市東開町字東開5番19 外2筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年12月18日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年6月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス川辺店
南九州市川辺町田部田字井料前6559番 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年12月18日

3 意見の概要

当該店舗については、これまで営業してきており、特に環境的な問題は生じていない。
また、今回の代表者変更について支障はないと思われま

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年6月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年6月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリパワー鹿屋店

鹿屋市笠之原2035番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成30年6月5日

3 意見の概要

(1) 駐車需要の充足その他による周辺住民及び商業等の利便確保のために配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

北側駐車場を利用する方の道路横断時の安全確保に努めること。

イ 歩行者の利便確保

（ア） 県道鹿屋環状線の南側は住宅密集地であり歩行者が多いため、計画通りバイパスへ出庫するよう、駐車場出口等に案内を掲示すること。

（イ） 周辺には、笠野原小学校、鹿屋東中学校があるため、児童・生徒の通行について、特段の配慮をすること。

ウ 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量やリサイクルに努めること。

エ 防災、防犯対策への協力

（ア） 雨水排水対策に留意すること。

（イ） 危険物の管理を確実に行うこと。

（ウ） 施錠等を確実に行うこと。

（エ） 適切に外灯を設置すること。

(2) 騒音の発生その他による周辺地域の環境悪化防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

（ア） 騒音規制法及び振動規制法並びに鹿屋市環境保全条例に基づく特定施設又は指定施設に該当する場合は、届け出ること。

（イ） 店舗及び付属施設の建設時、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業に該当する場合は、届け出ること。

（ウ） 資材の運搬、建設作業等に係る騒音及び振動については周辺住民の理解を得ること。

イ 廃棄物に係る事項

（ア） 確実にリサイクルが行われるように、処理先まで把握すること。

（イ） 産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ、一般廃棄物は鹿屋市内の一般廃棄物処理業者へ処理を委託すること。

ウ 町並みづくり等への配慮

（ア） 屋外照明や広告等照明により、光害が生ずることの無いよう配慮すること。

（イ） 地域からの要望等があった場合は、誠意をもって対応すること。

(3) その他

ア 建設予定地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、埋蔵文化財が工事途中で出土した際は、現状を変更することなく速やかに鹿屋市教育委員会文化財センターへ届け出ること。

イ 店舗建設の際も含め、周辺住民からの苦情等については、誠意をもって対応すること。

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年6月5日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
航空運送サービス（奄美ドクターヘリ運航業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
鹿児島国際航空株式会社
鹿児島市山下町9番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
229,533,480円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第51号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年6月5日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ麻雀格闘倶楽部NA 1	株式会社コナミアミューズメント	7P1925
回胴式遊技機	麻雀格闘倶楽部3/KB	KPE株式会社	7S1919
回胴式遊技機	南国育ちC/1A	株式会社アムテックス	8S0149
回胴式遊技機	南国育ちC/1A-30	株式会社アムテックス	7S1949
回胴式遊技機	ライライベンケイ2	株式会社ボーダー	7S1818